

意見公募要領

1 意見募集対象

- (1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案
- (2) 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案
- (3) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の一部を改正する省令案
- (5) 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）の一部を改正する告示案
- (6) 工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件（平成5年郵政省告示第407号）の一部を改正する告示案
- (7) 外国の無線局の無線設備が電波法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件（平成15年総務省告示第344号）の一部を改正する告示案
- (8) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成16年総務省告示第859号）の一部を改正する告示案
- (9) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（平成21年総務省告示第247号）の一部を改正する告示案
- (10) 三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成21年総務省告示第248号）の一部を改正する告示案
- (11) 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成21年総務省告示第250号）の一部を改正する告示案
- (12) 登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第278号）の一部を改正する告示案
- (13) 登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第279号）の一部を改正する告示案
- (14) 電波法第6条第7項各号の無線局が使用する電波の周波数（平成24年総務省告示第426号）の一部を改正する告示案
- (15) 周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案
- (16) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める告示案
- (17) キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める告示案
- (18) 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件（平成6年郵政省告示第72号）の一部を改正する告示案
- (19) 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件（平成16年総務省告示第99号）の一部を改正する告示案
- (20) インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件（平成23年総務省告示第87号）の一部を改正する告示案
- (21) 端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める告示案

(22) 端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件（平成25年総務省告示第147号）の一部を改正する告示案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にておいて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100 - 8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は、次のとおりです。なお、送付いただいたディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

○記録媒体：CD - R 又は CD - RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5946 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て
※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：enhanced-mobile_atmark_ml.soumu.go.jp
（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 26 年 8 月 25 日（月） 正午（必着）

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。